

共済年金 だより

KKR

平成26年1月発行

No.109

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

<重要>

- 平成25年分「公的年金等の源泉徴収票」の送付について 2頁
- 平成25年分の所得税の確定申告について 3頁

<お知らせ>

- 各種証明書等の再発行自動受付サービスをご利用ください 4頁
- 「ねんきん案内」の同封について 5頁
- 全国年金相談会のご案内
情報満載「KKRホームページ」をご覧ください
- こんなときには届出を 6頁
- 読者のひろば、原稿・表紙写真募集 7頁
- 平成26年KKR年金カレンダー・お問い合わせ先 8頁



「豊後二見ヶ浦の夜明け」大分県佐伯市 越智 由紀子 さん (奈良県)

平成25年分の所得税の確定申告について

年金所得者の確定申告の手続きが簡素化されています

確定申告手続き簡素化の内容(平成23年から)

平成25年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額^(注)が20万円以下となる方は、確定申告書の提出は、原則として不要になりました。

(注) 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいいます。

収入金額と所得金額

- **収入金額**とは、所得税、社会保険料及び個人住民税を差し引く前の金額をいいます。
- **所得金額**とは、収入金額から、必要経費(控除額)を引いた後の金額をいいます。



還付申告により所得税が還付される場合もあります

確定申告書の提出を不要とすることができる方であっても、次のような場合に年金から所得税が徴収されている方は、還付申告により所得税が還付される場合もあります。

- 医療費控除、生命保険料控除、雑損控除などの所得控除や、住宅借入金等特別控除を受けたい方
- 社会保険料(介護保険料など)を普通徴収により個人で納付された方
- 連合会に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出された方で、平成25年中の控除対象扶養親族等が増えた方
- 連合会に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していない方で、基礎的控除や人的控除の所得控除を受けたい方

所得税の確定申告(還付申告)などに関する詳しい内容は、お近くの税務署にお問い合わせください。

所得税の確定申告をしない場合の住民税の申告について

確定申告書の提出を不要とすることができる方で、所得税の確定申告をしなかった場合、次に当てはまるときは、市(区)町村への住民税の申告が必要となります。

- 公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎的控除など)以外の各種控除の適用を受けるとき
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

住民税の申告の手続きについては、お住まいの市(区)町村にお問い合わせください。

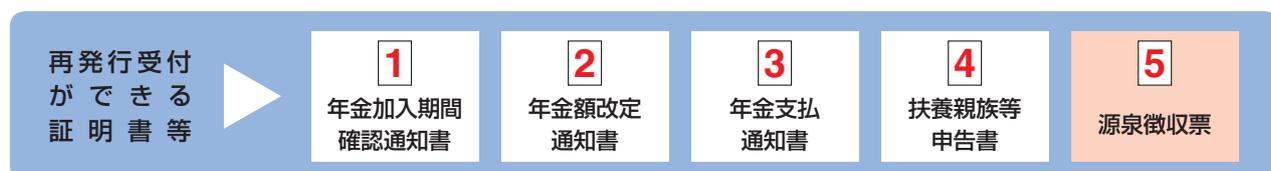


源泉徴収票の再発行が必要な方は2月から再発行自動受付サービスをご利用ください

「年金加入期間確認通知書」等の各種証明書の再発行のご依頼につきましては、**24時間受付**の専用電話による『各種証明書等の再発行自動受付サービス』をご利用ください。

携帯電話・PHSからもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線により利用できない場合があります。

なお、遺族(共済)年金および障害(共済)年金については非課税のため、「扶養親族等申告書」および「源泉徴収票」の発行は行っておりません。



■平成25年分「源泉徴収票」は、2月1日から再発行受付を行います。

■平成26年分「扶養親族等申告書」は、平成25年11月1日から翌年8月31日までの間だけ、再発行受付を行います。

■再発行する証明書等につきましては、概ね1週間程度で、登録ご住所あてにお送りいたします。

再発行をご希望の方へ

手続き簡単! 再発行の流れ

次の「再発行自動受付メモ」欄に「年金証書記号番号」と「再発行する書類の番号」を予めご記入の上、専用電話にダイヤルしてください。

再発行自動受付メモ

- ① 太枠部分にあらかじめご記入ください
- ② 専用電話にダイヤルしてください
☎ 03-5212-2243
- ③ 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください

おたずねする項目	お 答 え	
年金証書記号番号	A	<input type="text"/>
番号の確認	よい場合…… 1 訂正する場合…… 9	
再発行する書類の番号	年金加入期間確認通知書…1 年金額改定通知書…2 年金支払通知書…3 扶養親族等申告書…4 源泉徴収票…5	<input type="text"/>
書類の確認	よい場合…… 1 訂正する場合…… 9	

「ねんきん案内」の同封について

年金カレンダー、年金に関する各種届出案内等を記載したコンパクトな「ねんきん案内」を同封しましたのでご活用ください。

なお、KKR宿泊施設をご利用いただく際、フロントに提示していただきますと、組合員料金でご利用いただけます。



全国年金相談会のご案内

年金についてのご相談に応じるため、6月より全国35会場で「年金相談会」を開催しており、1月以降も6会場にて開催いたします。

「年金相談会」は事前のご予約が必要です。

会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにご予約ください。



開催日程

開催地	開催日	開催会場
横浜市	1月17日(金)	KKRポートヒル横浜
水戸市	1月24日(金)	ホテルレイクビュー水戸
静岡市	1月31日(金)	もくせい会館
高崎市	2月14日(金)	ホテルルートイン高崎駅西口
宇都宮市	2月21日(金)	ニューみくら
千葉市	2月28日(金)	ホテルプラザ菜の花

ご予約方法

① KKRホームページからのご予約

KKRホームページ

<http://www.kkr.or.jp/>

[ホーム](#) ▶ [共済年金](#) ▶ [年金相談・年金試算](#) の「[年金相談会予約フォーム](#)」より必要事項をご入力ください。

② 電話でのご予約

予約受付専用電話 ☎ 03-3265-9708

受付時間 9:30~17:30 (土日祝日、年末年始を除く)

~みなさまに役立つ情報を満載~ 「KKRホームページ」をご覧ください

国家公務員共済組合連合会 (KKR) のホームページには、年金制度についての各種案内や皆様からよくいただく質問についての「Q&A」などを掲載しています。

また、各種届出用紙をダウンロードいただくことや、ホームページからの年金相談、年金相談会の予約もできます。

その他、『宿泊施設 (KKRホテルズ&リゾート)』に関する情報なども掲載しています。

ぜひ一度ご覧いただき、ご活用ください。



<http://www.kkr.or.jp/>

こんなときには届出を

届出が遅れますと、年金が払い過ぎになり、
さかのぼって返済していただくこととなりますので、ご注意ください

■ 厚生年金や私学共済などに加入されたとき

退職共済年金・障害共済年金等を受給されている方が、厚生年金保険や私立学校教職員共済制度に加入されたとき、または、国会議員や地方議会議員になられたときは、**ボーナス等も含む賃金と年金額の合計額に応じて年金の一部の支給が停止になることがありますので、『厚生年金保険の被保険者等届(就職等届)』**をご提出ください。

また、昭和12年4月2日以降生まれの方で、70歳以後、厚生年金保険適用事業所に勤務されている方や私立学校教職員共済制度の特定教職員として勤務されている方も、同様に『**厚生年金保険の被保険者等届(就職等届)**』をご提出ください。

■ 雇用保険法による失業給付(基本手当)を受けようとするとき

65歳までの退職共済年金を受給されている方が、公共職業安定所(ハローワーク)に求職の申込みをしたときは、**求職の申込みをした月の翌月から職域加算額を除く退職共済年金の支給が停止となりますので、『退職共済年金支給停止事由該当届』と『雇用保険受給資格者証の写し』**をご提出ください。

■ 加給年金額が加算されている方へ

加給年金額の対象者が、次のいずれかに該当したときは、**加給年金額が支給されなくなりますので、『加給年金額対象者異動届』**をご提出ください。

対象者	届出が必要となる主な事由
加給年金額対象者である配偶者	①老齢厚生年金または退職共済年金(いずれも加入期間が20年以上または20年以上とみなされる年金)を受けることになったとき ②障害を事由とする年金(障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金等)を受けることになったとき ③離婚したとき ④年金を受給されている方によって生計が維持されなくなったとき ⑤お亡くなりになったとき
加給年金額対象者である子	①年金を受給されている方の配偶者以外の養子となったとき ②養子である子が離縁したとき ③婚姻したとき ④年金を受給されている方によって生計が維持されなくなったとき ⑤お亡くなりになったとき
年金受給者ご本人	加給年金額が加算された老齢厚生年金を受けることになったとき (老齢厚生年金からの支給が優先されます)

年金に関する各種『届出用紙』について

年金に関する各種届出用紙については、年金証書に同封した「届出用紙綴」の中にあります。

また、連合会年金部までお電話いただければ用紙をお送りいたします。



思いがけない年寄りの冷や水

若気の至りで路頭に迷い、42歳の時、公務員になった某は、不治の病に倒れ、人生を諦めて生きてきた。人並みに働くことの苦しさや辛さを一身に背負い「やっこさ」停年を迎えた。病の再発を恐れ“びくびく”しながら過ごした20余年の現役時代。退職後、年輪が進むにつれ、いつの間にか、なぜか不思議と元気になった。

中国山脈麓の寒村に生まれた某は、子供の頃から身についた“山歩き”をしたくなり、最近、思い切って登山を始めた。とは言っても、最初はハイキング・トレッキング、次第に高度を上げ、いつの間にか海拔千米を越え、ついに九州の最高峰にまで登りつめた。

若輩の頃は「山登りの気が知れん」と登山家を揶揄したこともあったが、彼らが口にする「そこに山があるから登るんだ」との名言を実体験した。山頂に立ち眼下に広がる広大な自然と麓の集落を目の当たりにした時の気分は登った者にしか分からない。

とりわけ夜行軍で日の出前に頂上に到達し、ご来光に目を奪われると、我を忘れ、呆然と立ちすくむ。お粗末な朝食を口にし、しばし悠然と時を過ごす。この時ほど至福を実感することはない。

未だ“病み付き”にはなっていないが、老妻の「体のことを考えなさい」との忠言を今さらのように噛みしめている。しかし、こんな素晴らしい第二の人生があったのか、と思うと我知れず体が震えてくる。これからは楽しみな某の生き様である。

福岡県 藤原 昇さん (75歳)

弾丸登山だった私の富士登山

退職したら毎年富士山に登ろうと心に決め、夏の登山を実行した。

平成25年、富士山は世界文化遺産に登録され、富士登山に一層拍車がかかった。折しも「弾丸登山」なる言葉が生れた。

振り返ってみると、連年登り続けた私の富士登山は正にそれだった。登山に私は二つの方法を取った。

ひとつはJR三島駅からの最終登山バスで富士宮新五合目登山口に向い、翌朝の御来光の時刻を見計っての夜間登山だった。

もうひとつはマイカーでの日帰り登山。早朝3時、車で自宅を発ち、東名を走り、バスと同じく富士宮新五合目の駐車場に着くや脇目も振らずに山頂を目指した。完全な日中登山。剣ヶ峰の最高点標識にタッチし即下山だった。

それでも、深夜の天空に輝く満天の星に感動し、雲海の彼方から金色の矢を放って昇る御来光に心を震わせ掌を合わせた。日中登山では、濃霧の切れ間から突然箱庭を見る如く地上の風景が現われ、いとおしく感じられた。

70歳を過ぎた、ある年の登山で突然私の体に異変が起きた。山頂間近の地点で激しい胸の苦しさや吐き気に襲われた。足も力を失い、一步も進めなかった。今迄無縁だと思っていた「高山病」にかかったのだった。即下山し、大事には至らなかった。

振り返ってみると弾丸登山を絵に書いたような富士登山だった。反省しきりである。

富士山を崇め、富士山に抱かれるような登山に再度チャレンジしたい。

静岡県 千葉 稔さん (78歳)

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

皆様が現在「挑戦」・「実践」・「苦戦」されている体験談など「三せん」をテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名及び年金証書記号番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

<表紙「写真」の募集>

平成26年5月号の本誌の表紙写真を募集します。

5月号にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。

写真は、L又は2Lサイズのプリントで、撮影日時及び場所、タイトル、年金証書記号番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室までお送りください。

なお、写真の返却はいたしません。また、応募の締切は平成26年2月20日です。



事情により日程が変わることもあります。

定期支給	時期	発送などの予定
	1月	中旬 『平成25年分 公的年金等の源泉徴収票』(ハガキ形式)発送予定 退職(共済)年金の受給者の方へお送りします
14日 定期支給 (12月・1月分)	2月	2月17日 } 平成25年分 3月17日 所得税の確定申告
	3月	
15日 定期支給 (2月・3月分)	4月	
	5月	
13日 定期支給 (4月・5月分)	6月	中旬 『年金支払通知書』(※)発送予定
15日 定期支給 (6月・7月分)	8月	
15日 定期支給 (8月・9月分)	10月	初旬 『共済年金だより111号』発送予定 『平成27年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』発送予定
	11月	↓ 扶養親族等申告書は、退職(共済)年金の受給者の方へお送りします 11月15日(扶養親族等申告書の提出期限)
15日 定期支給 (10・11月分)	12月	中旬 『共済年金だより112号』発送予定

(※) 『年金支払通知書』は、毎年6月定期支給分から翌年4月定期支給分までの支給額等をお知らせします。
なお、支給額等に変更がある場合は、その都度変更内容をお知らせします。

年金払渡金融機関を変更される方へ

- 年金払渡金融機関変更の届出は、**毎支給月の前月(奇数月)の15日までに連合会年金部に届くように投函してください。**
- 提出期限が近い場合、書類に不備などがありますと、新しい口座への送金が間に合わない場合がございますので、日程に余裕を持ってお届けください。
- 変更前の口座を解約される場合は、変更後の口座に年金が入金されたことを確認された後に、行ってください。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
☎ 03 (3265) 8141 (代表)

- ◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。
- ◆電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。

KKRホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/>
(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)

kkk 検索